# 自立支援給付等で受けられるサービス

障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付・計画相談支援給付等)に係る支給決定、児童福祉法に基づく障害児通所給付、障害児入所給付又は障害児相談支援給付に係る支給決定を受けることにより、各法律で定められた各種サービスを受けることができます。

※各種サービスを提供する指定事業者・施設は、p85~162を参照してください。

# 1. 自立支援給付で受けられるサービス 共通

	居宅介護	[p86~100]	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	[p86~100]	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自 宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動 支援などを総合的に行います
	同行援護	[p86~100]	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供 (代読・代筆を含む)、移動の援護等の外出支援を行います
介	行動援護	[p86~100]	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危 険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
護	重度障害者等包括支援	[p86~100]	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサー ビスを包括的に行います
給付	短期入所	[p121~125]	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も 含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	[p101~120]	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、 療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行いま す
	生活介護	[p101~120]	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事 の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機 会を提供します
	施設入所支援	[p132~133]	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事 の介護等を行います
	自立訓練(機能訓練・生活語	川練) [p101~120]	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行い ます
訓練	就労移行支援	[p101~120]	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必 要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
等給	就労継続支援(A型=雇用型、	B型=非雇用型) [p101~120]	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供すると ともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い ます
付	就労定着支援	[p101~120]	一般企業等に新たに雇用された人の就労継続を図るため、関係機関との連絡調整や、日常生活・社会生活を営む上での相談、指導、助言等の支援を行います
	共同生活援助(グループホ-	-ム) [p126~131]	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せ つ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います
支地	地域移行支援	[p134~143]	入所・入院している人のうち、地域生活への移行のため の支援を行います
支地 援相 付談	地域定着支援	[p134~143]	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続して いくための常時の連絡体制の確保など緊急時等に相談や 必要な支援を行います
支計 援制付談	計画相談支援	[p134~143]	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用 計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者等との 連絡調整を行います

#### 2. 障害児通所給付、障害児入所給付及び障害児相談支援給付で受けられるサービス 原童

障害児通所給付	児童発達支援	[p144~162]	児童発達支援センターその他の施設にて、日常生活にお ける基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ の適応訓練等を行います				
	放課後等デイサービス	[p144~162]	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、 授業終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の 施設にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との 交流の促進等を行います				
給付	居宅訪問型児童発達支援	[p144~162]	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、 知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います				
	保育所等訪問支援	[p144~162]	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への 適応のための支援等を行います				
入障	福祉型障害児入所施設	[p144~162]	知的障がい児等を入所させ、保護、日常生活の指導及び 独立自活に必要な知識技能の付与等を行います				
所害付児	医療型障害児入所施設	[p144~162]	肢体不自由児や重症心身障がい児等を入所させ、保護、 日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及 び治療を行います				
支援給付際害児相談	障害児相談支援	[p134~143]	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用 計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者との連 絡調整等を行います				

※上記サービスを提供する指定事業者・施設に関する基本的な情報は、在住する市町村窓口または、下記の URLで確認ができます。

https://www.wam.go.jp/(独立行政法人福祉医療機構が運営する指定事業者・施設の情報提供ページです。)

#### 3. 相談支援について 異演

#### ①指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所【計画相談支援】

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所は、 障害福祉サービス等の利用をしようとする障がい者又は障がい児の保護者(以下「利用者」という。)が、自 立支援給付又は障害児通所給付の支給決定を受けるにあたり、障害福祉サービス等を適切に利用することが できるよう、支給決定に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に 関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者等を定め た計画(サービス等利用計画)の案を利用者の依頼により作成するとともに、支給決定後はサービス事業者 等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。

また、支給決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、 サービス等利用計画が適切であるかどうか、利用状況の検証等によりサービス等利用計画の見直しを行いま す。

\*指定については、事業所の所在地となる市町村長が行っています。

# ②指定一般相談支援事業所【地域相談支援】

障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業所は、障害者支援施設等に入所している障がい者、精神 科病院に入院している精神障がい者又はその他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要と する者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な 支援を行います。(地域移行支援)

また、居宅において単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行います。(地域定着支援)

\*指定については、県知事(岐阜市に所在する事業所の場合は岐阜市長)が行っています。

相談支援の利用については、居住地の市役所・町村役場又は各指定(一般・特定・障害児)相談支援事業者にお問い合わせください。

## 問 市役所及び町村役場

各指定(一般・特定・障害児)相談支援事業者

(指定(特定・障害児・一般)相談支援事業者についてはp134~143を参照してください。)

- ※1 障害者総合支援法に基づき、障害者福祉サービスの提供において、難病369疾患が対象となっています。
- ※2 サービスを受けるためには、お住まいの市町村に、事前にサービス利用申請が必要になります。
- ※3 サービスを提供する指定事業者・施設は、p85~162を参照し、お問い合わせください。

# ○障害福祉サービス等の対象となる難病一覧(369疾病)

1	アイカルディ症候群	124	骨髓線維症	247	特発性多中心性キャッスルマン病
2	アイザックス症候群	125	ゴナドトロピン分泌亢進症	248	特発性門脈圧亢進症
3	IgA 腎症	126	5p 欠失症候群	249	特発性両側性感音難聴
4	IgG4 関連疾患	127	コフィン・シリス症候群	250	突発性難聴
5	亜急性硬化性全脳炎	128	コフィン・ローリー症候群	251	ドラベ症候群
6	アジソン病	129	混合性結合組織病	252	中條・西村症候群
7	アッシャー症候群	130	鰓耳腎症候群	253	那須・ハコラ病
8	アトピー性脊髄炎	131	再生不良性貧血	254	軟骨無形成症
9	アペール症候群	132	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
10	アミロイドーシス	133	再発性多発軟骨炎	256	22q11.2 欠失症候群
11	アラジール症候群	134	左心低形成症候群	257	乳幼児肝巨大血管腫
12	アルポート症候群	135	サルコイドーシス	258	尿素サイクル異常症
13	アレキサンダー病	136	三尖弁閉鎖症	259	ヌーナン症候群
14	アンジェルマン症候群	137	三頭酵素欠損症	260	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨 症候群) / LMX1B 関連腎症
15	アントレー・ビクスラー症候群	138	CFC 症候群	261	ネフロン癆
16	イソ吉草酸血症	139	シェーグレン症候群	262	脳クレアチン欠乏症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	140	色素性乾皮症	263	脳腱黄色腫症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	141	自己貪食空胞性ミオパチー	264	脳内鉄沈着神経変性症
19	1p36 欠失症候群	142	自己免疫性肝炎	265	脳表へモジデリン沈着症
20	遺伝性自己炎症疾患	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	266	膿疱性乾癬
21	遺伝性ジストニア	144	自己免疫性溶血性貧血	267	嚢胞性線維症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	145	四肢形成不全	268	パーキンソン病
23	遺伝性膵炎	146	シトステロール血症	269	バージャー病
24	遺伝性鉄芽球性貧血	147	シトリン欠損症	270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
25	ウィーバー症候群	148	紫斑病性腎炎	271	肺動脈性肺高血圧症
26	ウィリアムズ症候群	149	脂肪萎縮症	272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は 先天性)
27	ウィルソン病	150	若年性特発性関節炎	273	肺胞低換気症候群
28	ウエスト症候群	151	若年性肺気腫	274	ハッチンソン・ギルフォード 症候群
29	ウェルナー症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病	275	バッド・キアリ症候群

30	ウォルフラム症候群	153	重症筋無力症	276	ハンチントン病
31	ウルリッヒ病				ハンケンドンパ
		154			
32	HTRA1 関連脳小血管病	155	ジュベール症候群関連疾患	278	PCDH19 関連症候群
33	HTLV-1 関連脊髄症	156	シュワルツ・ヤンペル症候群	279	非ケトーシス型高グリシン血症
34	ATR-X 症候群	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示 すてんかん性脳症	280	肥厚性皮膚骨膜症
35	ADH 分泌異常症	158	神経細胞移動異常症	281	非ジストロフィー性ミオトニー 症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	159	神経軸索スフェロイド形成を 伴う遺伝性びまん性白質脳症	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症
37	エプスタイン症候群	160	神経線維腫症	283	肥大型心筋症
38	エプスタイン病	161	神経有棘赤血球症	284	左肺動脈右肺動脈起始症
39	エマヌエル症候群	162	進行性核上性麻痺	285	ビタミンD依存性くる病/ 骨軟化症
40	MECP2 重複症候群	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞 症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨 軟化症
41	遠位型ミオパチー	164	進行性骨化性線維異形成症	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
42	円錐角膜	165	進行性多巣性白質脳症	288	非典型溶血性尿毒症症候群
43	黄色靭帯骨化症	166	進行性白質脳症	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
44	黄斑ジストロフィー	167	進行性ミオクローヌスてんかん	290	皮膚筋炎/多発性筋炎
45	大田原症候群	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉 鎖症	291	びまん性汎細気管支炎
46	オクシピタル・ホーン症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動 脈閉鎖症	292	肥満低換気症候群
47	オスラー病	170	スタージ・ウェーバー症候群	293	表皮水疱症
48	カーニー複合	171	スティーヴンス・ジョンソン 症候群		ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉て んかん	172	スミス・マギニス症候群	295	VATER 症候群
50	潰瘍性大腸炎	173	スモン	296	ファイファー症候群
51	下垂体前葉機能低下症	174	脆弱 X 症候群	297	ファロー四徴症
52	家族性地中海熱	175	脆弱 X 症候群関連疾患	298	ファンコニ貧血
53	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	176	成人発症スチル病	299	封入体筋炎
54	家族性良性慢性天疱瘡	177	成長ホルモン分泌亢進症	300	フェニルケトン尿症
55	カナバン病	178	脊髄空洞症	301	フォンタン術後症候群
56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性 膿皮症・アクネ症候群	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮 症を除く。)	302	複合カルボキシラーゼ欠損症
57	歌舞伎症候群	180	脊髄髄膜瘤	303	副甲状腺機能低下症
58	ガラクトース -1- リン酸ウリジ ルトランスフェラーゼ欠損症	181	脊髄性筋萎縮症	304	副腎白質ジストロフィー
59	カルニチン回路異常症	182	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症
60	加齢黄斑変性	183	前眼部形成異常	306	ブラウ症候群
	L.		1		

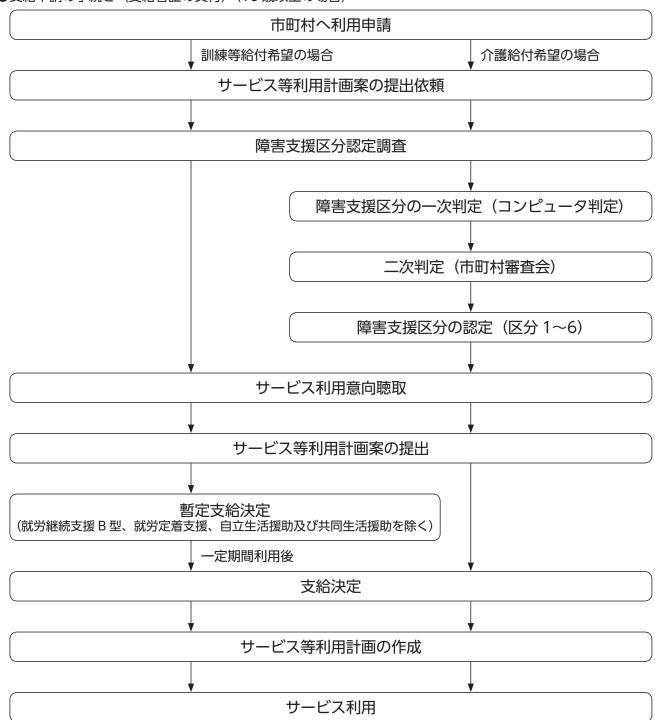
61	肝型糖原病	184	全身性エリテマトーデス	307	プラダー・ウィリ症候群
62	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	185	全身性強皮症	308	プリオン病
63	環状 20 番染色体症候群	186	先天異常症候群	309	プロピオン酸血症
64	関節リウマチ		先天性横隔膜ヘルニア	310	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)
65	完全大血管転位症	188	先天性核上性球麻痺	311	閉塞性細気管支炎
66	眼皮膚白皮症	189	先天性気管狭窄症/先天性声 門下狭窄症	312	β - ケトチオラーゼ欠損症
67	偽性副甲状腺機能低下症	190	先天性魚鱗癬	313	ベーチェット病
68	ギャロウェイ・モワト症候群	191	先天性筋無力症候群	314	ベスレムミオパチー
69	急性壞死性脳症	192	先天性グリコシルホスファチジ ルイノシトール(GPI)欠損症	315	ヘパリン起因性血小板減少症
70	急性網膜壊死	193	先天性三尖弁狭窄症	316	ヘモクロマトーシス
71	球脊髄性筋萎縮症	194	先天性腎性尿崩症	317	ペリー病
72	急速進行性糸球体腎炎	195	先天性赤血球形成異常性貧血	318	ペルーシド角膜辺縁変性症
73	強直性脊椎炎	196	先天性僧帽弁狭窄症	319	ペルオキシソーム病 (副腎白 質ジストロフィーを除く。)
74	巨細胞性動脈炎	197	先天性大脳白質形成不全症	320	片側巨脳症
75	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭 びまん性病変)	198	先天性肺静脈狭窄症	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん 症候群
76	巨大動静脈奇形(頚部顔面又 は四肢病変)	199	先天性風疹症候群	322	芳香族 L - アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不 全症	200	先天性副腎低形成症	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
78	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)	201	先天性副腎皮質酵素欠損症	324	ホモシスチン尿症
79	筋萎縮性側索硬化症	202	先天性ミオパチー	325	ポルフィリン症
80	筋型糖原病	203	先天性無痛無汗症	326	マリネスコ・シェーグレン症 候群
81	筋ジストロフィー	204	先天性葉酸吸収不全	327	マルファン症候群/ロイス・ ディーツ症候群
82	クッシング病	205	前頭側頭葉変性症	328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 /多巣性運動ニューロパチー
83	クリオピリン関連周期熱症候群	206	線毛機能不全症候群(カルタゲナー (Kartagener)症候群を含む。)	329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
84	クリッペル・トレノネー・ ウェーバー症候群	207	早期ミオクロニー脳症	330	慢性再発性多発性骨髄炎
85	クルーゾン症候群	208	総動脈幹遺残症	331	慢性膵炎
86	グルコーストランスポーター 1 欠損症	209	総排泄腔遺残	332	慢性特発性偽性腸閉塞症
87	グルタル酸血症 1 型	210	総排泄腔外反症	333	ミオクロニー欠神てんかん
88	グルタル酸血症 2 型	211	ソトス症候群	334	ミオクロニー脱力発作を伴う てんかん
89	クロウ・深瀬症候群	212	ダイアモンド・ブラックファン 貧血	335	ミトコンドリア病

			第 14 番染色体父親性ダイソ			
90	クローン病	213	ミー症候群	336	無虹彩症	
91	クロンカイト・カナダ症候群	214	大脳皮質基底核変性症	337	無脾症候群	
92	痙攣重積型(二相性)急性脳症	215	大理石骨病	338	無βリポタンパク血症	
93	結節性硬化症	216	ダウン症候群	339	メープルシロップ尿症	
94	結節性多発動脈炎	217	高安動脈炎	340	メチルグルタコン酸尿症	
95	血栓性血小板減少性紫斑病	218	多系統萎縮症	341	メチルマロン酸血症	
96	限局性皮質異形成	219	タナトフォリック骨異形成症	342	メビウス症候群	
97	原発性局所多汗症	220	多発血管炎性肉芽腫症	343	メンケス病	
98	原発性硬化性胆管炎	221	多発性硬化症/視神経脊髄炎	344	網膜色素変性症	
99	原発性高脂血症	222	多発性軟骨性外骨腫症	345	もやもや病	
100	原発性側索硬化症	223	多発性嚢胞腎	346	モワット・ウイルソン症候群	
101	原発性胆汁性胆管炎	224	多脾症候群	347	薬剤性過敏症症候群	
102	原発性免疫不全症候群	225	タンジール病	348	ヤング・シンプソン症候群	
103	顕微鏡的大腸炎	226	単心室症	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	
104	顕微鏡的多発血管炎	227	弾性線維性仮性黄色腫	350	遊走性焦点発作を伴う乳児て んかん	
105	高 IgD 症候群	228	短腸症候群	351	4p 欠失症候群	
106	好酸球性消化管疾患	229	胆道閉鎖症	352	ライソゾーム病	
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	230	遅発性内リンパ水腫	353	ラスムッセン脳炎	
108	好酸球性副鼻腔炎	231	チャージ症候群	354	ランゲルハンス細胞組織球症	
109	抗糸球体基底膜腎炎	232	中隔視神経形成異常症/ドモ ルシア症候群	355	ランドウ・クレフナー症候群	
110	後縦靭帯骨化症	233	中毒性表皮壊死症	356	リジン尿性蛋白不耐症	
111	甲状腺ホルモン不応症	234	腸管神経節細胞僅少症	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	
112	拘束型心筋症	235	TRPV4 異常症	358	両大血管右室起始症	
113	高チロシン血症 1 型	236	TSH 分泌亢進症	359	リンパ管腫症/ゴーハム病	
114	高チロシン血症 2 型	237	TNF受容体関連周期性症候群	360	リンパ脈管筋腫症	
115	高チロシン血症 3 型	238	低ホスファターゼ症	361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症 を含む。)	
116	後天性赤芽球癆	239	天疱瘡	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
117	広範脊柱管狭窄症	240	特発性拡張型心筋症	363	レーベル遺伝性視神経症	
118	膠様滴状角膜ジストロフィー	241	特発性間質性肺炎	364	レシチンコレステロールアシ ルトランスフェラーゼ欠損症	
119	抗リン脂質抗体症候群	242	特発性基底核石灰化症	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	
120	コケイン症候群	243	特発性血小板減少性紫斑病	366	レット症候群	
121	コステロ症候群	244	特発性血栓症 (遺伝性血栓性 素因によるものに限る。)	367	レノックス・ガストー症候群	
122	骨形成不全症	245	特発性後天性全身性無汗症	368	ロスムンド・トムソン症候群	
123	骨髓異形成症候群	246	特発性大腿骨頭壊死症	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症	
****	# 中の は 切 は の					

難病の情報については、難病情報センターのホームページ https://www.nanbyou.or.jp/ を参照してください。

# 4. サービスを受けるための手続き 共通

●支給申請の手続き(受給者証の交付)(18歳以上の場合)

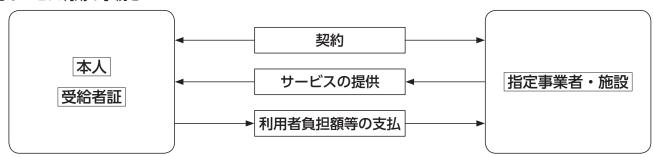


- ①障害福祉サービスの利用について介護給付費等の支給を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者(以下「利用者」という。) は、居住地の市町村に対して支給申請を行います。
- ②市町村は、利用者に対してサービス等利用計画案の提出を依頼します。
- ③市町村は、障害支援区分決定や支給決定のために全国共通の調査項目等について認定調査を行います。
- ④認定調査の結果により、障害支援区分の一次判定がなされます。その後、障がい保健福祉の有識者で構成される審査会の審議を経て障害支援区分が決まります (二次判定)。ただし、場合によっては、非該当決定となる場合もあります。
- ⑤市町村は、障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案等を踏まえ、市町村が定める支給決定基準等に基づき、支給決定案を作成します。また、場合によっては審査会に意見を求めることがあります。
- ⑥市町村は、勘案事項、審査会の意見、サービス等利用計画案等を踏まえ支給決定を行い、利用者に受給者

証を交付します。ただし、場合によっては不支給決定となる場合もあります。

- ⑦支給決定後、指定特定相談支援事業者は、サービス事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を 作成し申請者に交付します。
- ⑧サービス等利用計画に沿って、サービス利用が開始されます。
- \*訓練等給付(共同生活援助については、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合を除く)及び地域相談 支援給付の申請の場合は、障害支援区分の判定は行われません(認定調査は行います)。
- \*同行援護の申請で、身体介護を伴わない場合については、障害支援区分の判定は不要です。
- ※18歳未満の障がい児の場合、保護者が申請者となります。また、原則として障害支援区分の判定は行われません。勘案事項、サービスの利用意向聴取の結果、障害児支援利用計画案などを踏まえ支給決定を行います。
- ※支給決定時には、サービスの支給量、支給期間、利用者負担額などが併せて通知されます。

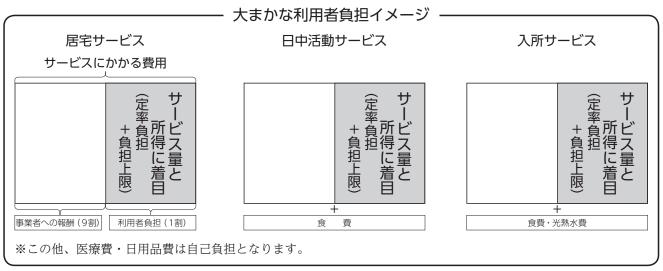
### ●サービス利用の手続き



- ①障がい者(利用者)は、事業者等にサービス利用の申込をします。事業者等はサービス利用についての重要事項などを説明します。両者合意のうえ、サービスの利用に関する契約をします。
- ②障がい者(利用者)は、事業者等から計画に基づき、サービスの提供を受けます。
- ③障がい者(利用者)は、事業者等に利用者負担額等を支払います。

#### 5. サービス利用負担の考え方 共通

障害福祉サービス及び補装具費を利用した際の利用者負担については、原則、利用したサービス費用(国より告示で示されます)の1割を上限とした額を負担することとなります。また、日中活動系のサービスや入所支援サービスを受けた場合には食費や光熱水費の実費部分について負担することとなります。ただし、これらの負担部分には利用者等の収入・所得等に応じて月の負担上限額が設定されるなどの様々な軽減制度があります。[以下参照]



### (1) 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

#### 【障がい者の利用者負担月額】 (※20歳未満の入所施設利用者を除く。)

	区分		世帯の収入状況	月額負担上限額
生	活 保	護	生活保護受給世帯	0円
低	所	得	市町村民税非課税世帯(注 1)	0円
_	般	1	市町村民税課税世帯 (所得割 16 万円 (注 2) 未満) ※入所施設利用者 (20 歳以上)、グループホーム利用者を除き ます (注 3)。	9,300円
_	般	2	上記以外	37,200円

- (注1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
- (注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。
- (注3) 入所施設利用者 (20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」 となります。

### 【障がい児の利用者負担月額】(※20歳未満の入所施設利用者を含む。)

١	区 分	<b>\</b>	世帯の山	又入状況	月額負担上限額
生	活保	護	生活保護受給世帯	0円	
低	所	得	市町村民税非課税世帯		0円
	向几	1	市町村民税課税世帯	通所施設・ホームヘルプ利用	4,600円
_	ガ又	般 1 (所得割 28 万円未満)		入所施設利用	9,300円
_	般	2	上記以外		37,200円

(注4) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

区 分	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者 (20 歳未満の入所施設利用者を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (20 歳未満の入所施設利用者を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

### (2) 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

●医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

#### (20歳以上の入所者の場合)

低所得の方は、少なくとも 25,000 円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

#### (20歳未満の入所者の場合)

地域で子どもを養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。

#### (3) 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます

- ●障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険又は補装具費も 併せて利用している場合は、介護保険又は補装具費の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、 高額障害福祉サービス費が支給されます(償還払い方式によります)。
- ●障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合 算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます(償 還払いの方法によります)。
- ※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるよう軽減します。

#### (4) 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

- ●入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、55,500円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を55,500円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。
- なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を 超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。
- 20 歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する費用(低所得世帯、一般 1 は 50,000 円、一般 2 は 79,000 円)と同様の負担となるように補足給付が行われます。※所得要件はありません。
- ●グループホームの利用者(生活保護又は低所得の世帯)が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額10,000円を上限に補足給付が行われます。※市町村民税非課税世帯が対象です。 詳しくはお住まいの市役所、町村役場の担当課にお問い合わせください。

### (5) 生活保護への移行防止策が講じられます

■こうした負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。